

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和2年11月25日（令和2年（行情）諮問第635号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（行情）答申第50号）

事件名：「手錠，捕縄及び拘束衣の使用並びに保護室・静穏室収容に関する取扱細則」（特定刑事施設，特定年度）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日付け達示第27号「手錠，捕縄及び拘束衣の使用並びに保護室・静穏室収容に関する取扱細則」（特定刑事施設，特定年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和2年4月21日付け福管総発第98号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，請求した行政文書の全部を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

私（審査請求人を指す。）は心配しなくても〇〇なんてしないよ。心配してくれて有難う。審査請求の理由は，我々は〇〇の支持団体で，私は，〇〇だから，〇〇した「裁決書」が欲しい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は，審査請求人が令和2年3月11日受付行政文書開示請求により開示請求し，処分庁が，本件行政文書開示決定通知書により，本件対象文書について，その一部を不開示とする決定（原処分）をしたことに対するものであり，審査請求人は，原処分を取り消し，請求した行政文書の全部を開示するよう求めていることから，以下，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

（1）不開示部分には，特定刑事施設の特定場面における職員の対応，特定場面における職員の戒護体制，保護室等の検査の頻度等及び手錠等の保管場所に係る情報が記録されている。

（2）これらの情報が公となった場合，職員の配置及び職務上の留意点等の特定刑事施設における保安・警備に係る情報が明らかとなることにより，

自殺，逃走，身柄の奪取又は外部からの攻撃やその他反則行為等を企図する者にとっては，事前に入念な計画を立てることが容易となり，もって，特定刑事施設において，規律秩序が適正に維持されない状況が発生し，又はその危険性が高まるなど，刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから，これらの情報は法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

(3) また，これらの事態の発生を未然に防止するため，警備体制等の変更を余儀なくされるなど，特定刑事施設における事務の適切な遂行に支障を生ずるおそれがあるから，これらの情報は，法5条6号に規定される不開示情報に該当する。

3 以上のことから，当該不開示部分に記録されている情報は，法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当すると認められることから，原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和3年4月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるところ，処分庁は，その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分を取り消し，請求した行政文書の全部を開示するよう求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において，本件対象文書を見分したところ，当該文書は，特定年月日付けの達示文書であり，当該文書の記載事項のうち，「(収容時の対応) 23条2項」，「(収容中の開扉) 26条」，「(保護室・静穏室の所管) 36条2項」及び「(手錠等の管理等) 37条1項」の各記載内容部分の一部が不開示とされていることが認められる。

(2) これを検討するに，当該不開示部分には，特定刑事施設の特定の場面における職員の対応及び戒護体制，保護室等の確認の頻度等並びに手錠等の保管場所が記載されていることが認められるため，これらを公にすると，職員の配置及び職務上の留意点等の特定刑事施設における保安・

警備に係る情報が明らかとなることにより、自殺、逃走、身柄の奪取又は外部からの攻撃やその他反則行為等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易となり、もって、特定刑事施設において、規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその危険性が高まるなど、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(3) 以上によれば、これらを公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨